

加須市大越処理区農業集落排水事業

実 施 方 針

平成18年5月19日

埼 玉 県 加 須 市

加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針

この実施方針は、加須市大越処理区農業集落排水事業において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に則して、特定事業の実施に関する方針を定めたものである。

目 次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	民間事業者の募集及び選定に当たっての考え方	
2	民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	
3	参加資格要件	
4	応募に係る提出書類	
5	民間事業者の選定及び公表に関する事項	
6	提出書類の取扱い	
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	… 11
1	事業の責任の明確化等についての基本的な考え方	
2	予想されるリスクと責任分担	
3	市による事業の実施状況の監視	
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
1	事業区域及び施設の規模・性能	
2	農業集落排水施設用地の取得等	
3	農業集落排水施設の技術基準	
第5	事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	16
1	民間事業者の債務不履行の場合の措置	
2	市の債務不履行の場合の措置	
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置	
4	金融機関との協議	

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項…… 17

1 法制上及び税制上の措置

2 財政上及び金融上の支援

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項…… 17

1 議会の議決

2 債務負担行為等

3 応募に要する費用の負担

4 実施方針の配布

5 実施方針に関する意見・質問の受付

6 市の担当部署

別紙1 市と民間事業者とのリスク分担

別紙2 実施方針に関する意見書・質問書

別紙3 添付函面等一覧表

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

(2) 対象となる公共施設の種類の種類

- ① 名 称 大越処理区農業集落排水施設
- ② 事業区域 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部
（以下「排水処理区域」という。）
- ③ 施設内容 排水処理区域内のし尿及び生活雑排水（以下「汚水」という。）を収集し、処理する施設（以下「農業集落排水施設」という。）
- ④ 処理計画人口 2,640人
- ⑤ 供用開始時期 平成22年4月（予定）

(3) 公共施設の管理者の名称

埼玉県加須市長 大橋良一

(4) 事業の目的

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成13年度から農業集落排水施設の建設を実施してきたが、低い進捗にとどまっていた。

このような中、平成17年3月定例会市議会において当該農業集落排水施設の早期完成についての請願が採択されるに至り、全地区を一体的かつ短期間に整備するため、平成17年度においてPFI導入可能性調査を実施した。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、農業集落排水施設の設計・建設・維持管理・運営を一貫して民間事業者委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図ろうとするものである。

(5) 事業内容

民間事業者は、特別目的会社（Special Purpose Company。以下「SPC」という。）を設立し、農業集落排水施設の未完成部分を設計・建設するとともに、完成後に引き続き農業集落排水施設の維持管理・運営を行う。

ア 民間事業者が実施する主な業務

(ア) 設計・建設段階

- ① 汚水の処理を行う施設（以下「污水处理施設」という。）の設計及びその関連業務
- ② 汚水の収集を行う施設（以下「管路施設」という。）の設計及びその関連業務
- ③ 污水处理施設の建設
- ④ 管路施設の建設
- ⑤ 環境管理業務（騒音防止、振動防止、水質汚濁防止等）
- ⑥ 工事の実施に伴う各種申請等
- ⑦ 市が行う農業集落排水施設の設置等に関する各種申請等への支援
- ⑧ 工事に伴い発生する残土の処分（指定処分）
- ⑨ 工事に伴い発生する埋設管の切り回し工事
- ⑩ 市が行う補助金・交付金の申請、地方債の借入等への支援
- ⑪ 農業集落排水施設の所有権移転業務
- ⑫ 工事内容の住民への周知

(イ) 維持管理・運営段階

- ① 污水处理施設の運転・維持管理
- ② 各種法令に基づく資格者及び管理者の設置
- ③ 管路施設の維持管理（第4の1に示す既に市が整備した施設を含む。）
- ④ 農業集落排水施設の修理及び修繕
- ⑤ 汚泥の処理及び処分
- ⑥ 環境管理業務（法令に基づく水質検査、騒音対策、振動対策、臭気対策等）
- ⑦ 清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 農業集落排水施設見学者等への対応支援
- ⑩ 各種法令に基づく申請及び届出
- ⑪ 排水設備（宅内配管等）の設置促進への支援

(ウ) 事業終了段階

- ① 農業集落排水施設の引き渡し業務

(エ) その他関連する業務

- ① 排水処理区域内において実施されている首都圏氾濫区域堤防強化対策事業（国土交通省）に伴い発生する市が既に整備した管路施設（以下「既設管路」という。）の撤去については、本事業とは別の事業として発注する予定

- ① 工事に伴い発生する水道管の切り回し工事の加須市水道課への委託事務
(水道管の切り回し工事は加須市水道課から発注)
- ② N T T埋設ケーブルとの交差及び近接工事についてのN T Tとの協議

イ 市が実施する主な業務

(ア) 計画段階

- ① 事業計画内容の住民への周知
- ② 農業集落排水施設用地の取得

(イ) 設計・建設段階

- ① 事業の実施状況の監視(以下「モニタリング」という。)
- ② 本事業補助金・交付金の申請
- ③ 地方債の借入
- ④ 受益者分担金の徴収
- ⑤ 浄化槽法に基づく設置届
- ⑥ 建築基準法に基づく建築申請
- ⑦ 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届
- ⑧ 道路法に基づく占用許可申請
- ⑨ 河川法に基づく占用許可申請
- ⑩ 電気事業法に基づく諸届
- ⑪ 残土処理に関する調整
- ⑫ 民間事業者が行う各種申請等への支援
- ⑬ 民間事業者への委託料の支払い

(ウ) 維持管理・運営段階

- ① モニタリング
- ② 排水設備(宅内配管等)の設置促進
- ③ 使用料の徴収
- ④ 農業集落排水施設見学者等への対応
- ⑤ 民間事業者が行う各種法令に基づく申請及び届出への支援
- ⑥ 民間事業者への委託料の支払い

(エ) 事業終了段階

- ① 農業集落排水施設の受け取り事務

(6) 事業期間及び事業期間終了後の措置

事業期間は、契約日の翌日から平成37年3月31日(約19年間)までとす

る。

なお、平成37年4月1日以降は本事業とは別の委託事業とする。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業の主なスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

平成19年	1月	事業契約締結
平成19年	1月	事業着手
平成22年	3月	農業集落排水施設完成
平成22年	4月	農業集落排水施設供用開始
平成37年	3月	事業完了

(8) 事業方式

本事業は、民間事業者がPFI法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施する、BTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

(9) 事業費の支払い

本事業の事業費の支払いは以下のとおりとする。

ア 農業集落排水施設の設計、建設に要する費用

- ① 市は、民間事業者が農業集落排水施設の設計、建設に要した費用の6割に相当する額について、国の補助金、県の交付金、受益者の分担金、地方債等により資金を調達し、設計完了時及び建設期間中の各年度末に出来高を確認した上で、出来高に応じて建設委託料（当該年度分）を支払う。
- ② 上記以外の費用は民間事業者が準備することとし、市は、建設委託料（過年度分）として維持管理・運営期間中に分割して年1回支払う。
- ③ ①のうち、地方債については、その起債条件と、②における民間事業者の資金調達条件とを比較考査し、地方債がより有利な条件で調達可能である場合には、②の民間事業者が準備する資金の一部を地方債により調達するものとする。

イ 維持管理・運営に要する費用

- ① 市は、民間事業者が行う農業集落排水施設の維持管理・運営費用について、維持管理委託料として年12回に分けて支払う。
- ② 維持管理委託料は、固定費（人件費、検査費、点検費、修繕費等）及び変動費（汚泥処理費等）とする。
- ③ 変動費は原則として接続人口に比例して支払う。

ウ 物価変動による改定

市は、原則として年1回、上記ア及びイについて物価変動に伴う見直しを行う。採用する指標及び方法については、募集要項等において示す。

(10) 事業に関連する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の法令等を遵守すること。なお以下に示す法令等は例示的に示したものであり、事業の実施に関係するその他法令等についても同様に遵守すること。

ア 汚水処理施設の構造等に関するもの

- ① 浄化槽法
- ② 建築基準法

イ 管路施設の設置に関するもの

- ① 道路法
- ② 河川法

ウ 労働安全衛生に関するもの

- ① 労働基準法
- ② 労働安全衛生法

エ 電気設備工事に関するもの

- ① 電気事業法
- ② 電気工事士法

オ 環境保全に関するもの

- ① 環境基本法
- ② 水質汚濁防止法
- ③ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、水質基準を定める条例（昭和46年埼玉県条例61号）
- ④ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量規制基準（平成14年埼玉県告示第1332号）
- ⑤ 騒音規制法
- ⑥ 振動規制法
- ⑦ 大気汚染防止法
- ⑧ 悪臭防止法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩ 再生資源再利用の促進に関する法律

カ その他危険防止等に関するもの

- ① 道路交通法
- ② 建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省通達）
- ③ 消防法
- ④ 火薬類取締法
- ⑤ 宅地造成等規制法

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の考え方

本事業を PFI 法に基づく事業として実施することが効率的かつ効果的であると客観的に判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定方法

本事業を特定事業として選定するに当たり、次の項目について評価を行う。

ア 行政負担の定量的評価

設計、建設、維持管理及び運営業務に係る一連の費用を含むライフサイクルコストについて定量的評価を行い、その結果従来方式と比較して公的財政負担の縮減が見込めること。

イ PFI 法に基づく事業として実施することの定性的評価

設計、建設、維持管理及び運営業務を通じて市が提供を受けるサービス水準の維持・向上が定性的に見込めること。

ウ 民間事業者に移転されるリスクの評価

エ アからウまでに掲げる事項の総合評価

(3) 特定事業の公表

特定事業の選定を行った場合は、その結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。なお、特定事業に選定しなかった場合も、その旨を公表するものとする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定に当たっての考え方

民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

平成18年	5月	実施方針の公表
平成18年	7月	特定事業の選定及び公表
平成18年	7月	募集要項の配布
平成18年	8月	資格審査書類受付
平成18年	10月	提案書受付
平成18年	11月	優先交渉権者選定
平成18年	11月	基本協定締結
平成19年	1月	事業契約締結

3 参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本事業に応募する民間事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者は、複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業及び維持管理・運営業務を行う企業により構成されるものとする。ただし、構成員が複数の業務を行うことを妨げない。

イ 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとする。

ウ 代表企業は、平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に土木工事業、建築工事業のどちらかの業種で格付Aとして登載されており、かつ入札参加資格審査の対象となった建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく総合評定値が1,300以上であるか、または当該参加資格者名簿に機械器具設置工事業で格付Aとして登載されていること。

エ PFI法に基づく事業として実施することが適当と評価された提案の応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結に先立ち、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。

オ SPCの発行する全ての株式は、構成員により本事業の事業期間終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超えなければならないものとする。なお、構成員は、原則として株式の譲渡、

担保権等の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。

カ 応募者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、業務を委託し、または請け負わせることを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加できないものとする。

ク 事業契約の締結に至らなかった応募者の構成員は、SPC の構成員になることはできないものとする。ただし、SPC から業務の一部を受託または請け負うことは差し支えない。

ケ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

(2) 応募者の制限

参加資格審査関係書類（以下「資格審査書類」という。）提出時において、次に該当する者は応募者の構成員または協力企業になることはできない。なお、資格審査書類提出後においても構成員が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定、または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立をなしまたは申立がなされている者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立をなしまたは申立がなされている者。

エ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づき会社の整理の申立をなし若しくは通告されている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づ

き破産手続き開始の申立をなしまたは申立がなされている者。

力 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定に基づき和議開始の申立をなしまたは申立がなされている者。

キ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令または課徴金納付命令（事前通知を含む。）を受けている者。

ケ 加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。

コ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。

サ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またはこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本金面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

シ 審査委員会の委員が属する組織、企業またはその組織、企業と資本金面若しくは人事面において関連がある者。

(3) 応募者の業務執行能力及び財務能力

応募者は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

ウ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

工 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、管工事について特定建設業の許可を受けていること。また浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条の規定に基づく浄化槽工事業の届出がなされていること。

オ 維持管理企業は、浄化槽法に基づき適切な維持管理業務を遂行できる能力を有していること。

カ その他本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を遂行するに当たり必要となる各種法令に基づく資格等の取得または資格者等の配置ができること。

4 応募に係る提出書類

応募に係る提出書類は以下のものを想定している。提出書類の詳細は募集要項等において示す。

(1) 資格審査書類

- ① 参加表明書
- ② 構成員メンバー表
- ③ 会社概要及び決算報告書（構成員全社分）
- ④ 納税証明書（構成員全社分）
- ⑤ 法人登記簿謄本（構成員全社分）
- ⑥ その他参加資格要件が確認できる登録証、許可証及びその他書類

(2) 提案書

- ① 提案概要書
- ② 設計・建設計画提案書
- ③ 維持管理・運営計画提案書
- ④ 資金計画及び事業収支計画提案書

5 民間事業者の選定及び公表に関する事項

(1) 審査委員会の設置

市は、学識経験者等からなる「加須市大越処理区農業集落排水事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

なお、審査基準等の詳細については、募集要項等において示す。

(2) 審査内容

審査委員会の審査は、以下の審査項目で行う予定である。

- ① 参加資格要件
- ② 価格の優位性
- ③ 事業実施体制の確実性・信頼性
- ④ 技術的内容の優位性
- ⑤ 資金計画及び事業収支計画等の事業計画の優位性・確実性
- ⑥ 地域社会及び地域環境への貢献度

(3) 民間事業者の選定

市は、審査委員会で選定された優先交渉権者と事業契約の内容に関する協議が成立し、かつ議会の承認が得られた場合は、当該優先交渉権者を本事業を実施する民間事業者として選定する。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次に優先順位の高い応募者から順次協議を行うこととする。

(4) 選定結果の公表

市は、民間事業者の選定を行った時は、その結果を速やかに公表する。

なお、最終的に応募者がいない、または本事業を PFI 法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

6 提出書類の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が当該応募者の提出書類を公表、展示及びその他本事業に関して必要と認める用途に用いる限りにおいて、市はこれを無償で利用することとする。この場合、市は、上記目的に必要な範囲で、提出書類に含まれる著作物の全部または一部を変更、切除または改変できるものとする。

また、市は事業契約の締結に至らなかった応募者の提出書類及び提出書類に含まれる著作物については、本事業の民間事業者選定の審査結果に関する公表の目的以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は返却しない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業の責任の明確化等についての基本的な考え方

本事業は、市と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供することを目指すものであるため、原則としてリスクを生じ

た原因者がそのリスクを負担することとする。

本事業において、設計、建設、維持管理及び運営についての責任は、民間事業者に帰するものであり、民間事業者が建設した農業集落排水施設については、原則として民間事業者のリスクで性能保証を行う。

ただし、不可抗力等の、市または民間事業者のいずれかの責めにも帰することのできないものについては、原則として市がリスクを分担することとする。

2 予想されるリスクと責任分担

市と民間事業者とのリスク分担は、別紙1によることを想定している。なお、このリスク分担は、今後、実施方針等に対する民間事業者の意見等を踏まえて変更することがある。

詳細な内容については、募集要項等において明示し、最終的には、事業契約書で明文化する。

3 市による事業の実施状況の監視

モニタリングについての基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、具体的なモニタリングの方法及び内容等は募集要項等において示す。

(1) モニタリングの実施

市は、民間事業者が契約した業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するとともに、民間事業者の財務状況を把握するため、定期的、または必要に応じてモニタリングを行う。民間事業者は、市の求めに応じてモニタリングに必要な書類等を提供しなければならない。

(2) モニタリングの実施時期及び内容

ア 設計段階

設計の完了時に民間事業者による設計内容が農業集落排水施設の要求水準を満たしているか確認を行う。

イ 建設段階

工事期間中は、民間事業者による建設工事について、定期的に建設工事及び工事監理の状況の確認を行う。

また、災害や事故など、市と民間事業者で確認すべき事由が発生した場合は、必要に応じて状況の確認を行う。

さらに、各年度末に補助金の手続き等に必要工事の出来形の検査を行う。

ウ 農業集落排水施設完成時

建設工事の完成時に、民間事業者により建設された農業集落排水施設等が要

求水準を満たしているか確認をするため、完成検査を行う。また、農業集落排水施設を民間事業者が市に引き渡すために必要な書類等の提出を求める。

工 維持管理・運営段階

民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たしているか確認を行う。また、民間事業者の経営状況及び財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

(3) モニタリングの委託

市は、事業の執行状況、その他契約内容の履行状況を監視するため、外部のコンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業区域及び施設の規模・性能

(1) 事業区域

本事業を実施する区域（排水処理区域）は、加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部90.7ha（別添「計画一般図」のとおり）とする。

(2) 処理計画人口 2,640人

(3) 汚水処理施設用地

所 在	地 目	地 籍
加須市大字大越字南八ツ田2965番 (別添「計画一般図」及び「汚水処理施設用地図」のとおり)	雑種地	3,198㎡

(4) 汚水処理施設

① 汚水処理施設は、排水処理区域内から排出される汚水を、法令等で定める水質まで、安定的かつ経済的に処理することのできる性能を有するものとする。特に、大越処理区は、水質汚濁防止法の「総量削減基本方針」に基づく指定区域内であるため、削減計画による目標水質を達成する必要がある。これを踏まえ、汚水処理施設の設計、建設に当たっては、次の計画放流水質を満たすものとする。処理水の放流先は、別添「放流先水路図」により示す。

○計画放流水質

生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	化学的酸素要 求量(COD)	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
15 mg/L 以下	30 mg/L 以下	20 mg/L 以下	10 mg/L 以下	1 mg/L 以下

② 污水处理施設は、原則として処理方式は問わないが、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

③ 污水处理施設用地の地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。

(5) 管路施設

① 管路施設は、現行の管路計画を参考に、排水処理区域内の各家屋から排出される汚水を、より安定的かつ経済的に污水处理施設に流送する性能を有するものを検討する。原則として流送方式は問わない。接続対象となる家屋の位置及び現行の管路計画については、別添「平面図」及び「縦断面図」により示す。

② 管路施設の建設は、排水処理区域のうち、既設管路6,511m（別添「平面図」及び「縦断面図」のとおり）以外の区域とする。ただし、維持管理は既設管路を含めることとし、既設管路の瑕疵は市の責任とする。

③ 管路施設に係る地質調査結果は、別添「地質図（ボーリング柱状図）」により示す。

④ 首都圏氾濫区域堤防強化対策事業（国土交通省）に関連する区域内の家屋の取扱いについては、募集要項等において示す。

2 農業集落排水施設用地の取得等

(1) 污水处理施設用地

污水处理施設用地は市有地である。

(2) 管路施設の用地

管路施設は、原則として公道下及び公共用地下に埋設するものとする。

(3) その他必要な用地の確保

汚水処理施設用地及び公道等下以外に、民間事業者の提案により必要となる用地については、提案時に必要となる場所及び面積を明示するとともに、取得に要する費用について事業費に加算すること。

なお、必要となる用地の取得の可能性及び取得に要する費用については、提案募集期間中に市に対して問合せを行うことができる。本問合せ及び回答については原則として公表しないものとする。

必要となる用地の取得に係る事務は市が行うこととし、その費用は民間事業者が負担するものとする。

3 農業集落排水施設の技術基準

汚水処理施設、管路施設及びその付帯施設の設計、建設及び維持管理については、以下の技術基準等を満たすこととし、各種検査及び会計実地検査等に合格する内容でなければならない。

- ① 農業集落排水施設設計指針（平成14年度改訂版）
- ② 平成18年3月27日付け、農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委員長通知
- ③ 農業集落排水施設施工指針（汚水処理施設編）
- ④ 農業集落排水施設施工指針（管路施設編）
- ⑤ 農業集落排水施設検査・施工管理指標（案）
- ⑥ 農業集落排水施設（汚水処理施設）土木構造配筋要領（平成15年度）
- ⑦ 農業集落排水施設汚水処理構造参考書
- ⑧ 埼玉県土木工事共通仕様書
- ⑨ 埼玉県建築工事共通仕様書
- ⑩ 埼玉県機械設備工事共通仕様書
- ⑪ 埼玉県電気設備工事共通仕様書

ただし、上記①、③、④、⑤、⑥、⑦に記載する内容と②に記載する内容に齟齬があった場合には、②の記載を優先することとする。

第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- 1 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と民間事業者とで誠意を持って協議するものとする。
- 2 事業契約に係る紛争については、市役所の所在地を管轄するさいたま地方裁判所

を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 民間事業者の債務不履行の場合の措置

(1) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、民間事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、あるいは民間事業者により提供されるサービスが要求水準を満たさないと判断した場合には、民間事業者に対して業務の改善勧告、委託料の減額等を行うことができる。

(2) モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにも関わらず、民間事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、または改善することができなかった場合には、事業契約を解除することができる。

また、市は、民間事業者が改善措置を講じてもなお、サービスの提供に重大な障害の発生が懸念される場合、あるいは業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は、事業契約を解除する前に、民間事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

(3) 民間事業者の倒産等による契約の解除

市は、民間事業者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、事業契約を解除することができる。

(4) 損害賠償

前2項の規定により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の債務不履行の場合の措置

(1) 契約の解除

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、民間事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 損害賠償

前項の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難になった場合の措置

市及び民間事業者は、不可抗力等、市または民間事業者の責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合には、事業の継続の可否について協議するものとする。

なお、市及び民間事業者は、一定の期間内に協議が整わない場合には、それぞれの相手方に対し、事前に書面により通告することにより、事業契約を解除することができるものとする。

4 金融機関との協議

市は、本事業の安定性、継続性の確保のために必要がある場合には、民間事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることになる場合には、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

市は、本事業を実施するに当たり、民間事業者が財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合には、これらの支援を受けられるよう協力するものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、事業契約の締結に当たって、予め議会の議決を経るものとする。

2 債務負担行為等

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等必要な措置を講じるものとする。

3 応募に要する費用の負担

本事業への応募に要する費用については、応募者の負担とする。

4 実施方針の配布

市は、実施方針を次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成18年5月24日（水）から31日（水）まで（ただし、27日（土）、28日（日）を除く。）
- (2) 配布時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
- (3) 配布場所 加須市環境浄化センター2階 農業集落排水課

5 実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に関して意見・質問がある場合には、別紙2の実施方針に関する意見書・質問書（様式）により、平成18年6月9日（金）正午までに、添付ファイルにて下記メールアドレスあてに送信すること。口頭、電話及びファックスによる受付は行わない。

受け付けた意見・質問及びその回答は、原則として全て公表するものとする。

6 市の担当部署

加須市 上下水道部 農業集落排水課

〒347-0032 加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター2階

電話：0480-65-5432

e-mail：noshu@city.kazo.lg.jp

【別紙 1】

市と民間事業者とのリスク分担（1）

凡例： 印：当該リスクの主分担、 印：当該リスクの従分担

リ ス ク 項 目			リスク分担		
			市	事業者	
共通 リス ク 1	募集・契約 リスク	募集手続き リスク	募集要項、募集手続きの誤り		
		契約リスク	契約の不成立、契約手続きの遅延		
	制度関連 リスク	政治リスク	市の政策変更による事業の変更、 中断または中止(契約議案の否決 は契約リスク)		
		法令変更リ スク	浄化槽法、水質汚濁防止法、P F I 法、道路構造令等、本事業の実 施に関する法令の変更、新たな規 制法令の成立		
			商法、民法等、会社の運営等に関 する法令の変更、新たな規制法令 の成立		
	税制変更リ スク	本事業の実施に関する新税の成 立、税率の変更			
		法人税等民間事業者の利益に関 する新税の成立、税率の変更			
	許認可リス ク	施設管理者として市が取得すべ き許認可の遅延			
		設計、建設、維持管理及び運營業 務の実施に関して民間事業者が 行うべき申請等の手続きの不備 等による許認可の遅延			
	社会リス ク	住民対応リ スク	本事業の推進、PFI 手続き等、市 の業務に関する住民反対運動、訴 訟、苦情などへの対応		
			設計、建設、維持管理及び運営等、 民間事業者が行う業務の不備に よる住民反対運動、訴訟、苦情な どへの対応		
環境リスク		設計、建設、維持管理及び運営等、 民間事業者が行う業務の不備に より発生した環境問題(悪臭、騒 音、振動、有害物質の排出等) へ の対応			

市と民間事業者とのリスク分担（２）

リ ス ク 項 目				リスク分担	
				市	事業者
共通 リスク 2	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		
			市からの委託料支払いの遅延		
		物価変動リスク	設計・建設段階の物価変動		
			維持管理・運営段階の物価変動		
		金利変動リスク	提案時の金利と金利基準日における金利との格差		
上記以外の金利変動					
不可抗力リスク		想定してない、あるいは想定を超える暴風、豪雨、地震等の自然災害及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、建設、維持管理、運営業務の変更または中止			
計画・設計 段階	設計リスク	測量・調査リスク	市が実施した測量、調査等の不備		
			民間事業者が実施した測量、調査等の不備		
		設計リスク	市が実施した設計の不備		
			市が提示した施設設計要求、設計条件の不備、市の指示による変更		
	用地取得・開発リスク	用地取得リスク	民間事業者の提案に基づき追加的に必要となった用地の取得費用		
			建設、維持管理等に要する仮設用地の確保		
		用地の瑕疵リスク	市が提示した設計条件では予見できない土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等の発見による遅延、変更または中止		
		地質・地盤リスク	市が提示した設計条件では予見できない地質、地盤状況による遅延または変更		
		計画変更リスク	市の指示による計画変更、設計変更		

市と民間事業者とのリスク分担（３）

リ ス ク 項 目				リスク分担	
				市	事業者
建設段階	建設リスク	工期遅延リスク	民間事業者の責めによる工事の遅延または未完工		
			市の指示により行った設計変更等による工事の遅延または未完工		
	工事費増加リスク	工事費増加リスク	民間事業者の責めによる工事費の増加		
			市の指示により行った設計変更等による工事費の増加		
	工事監理リスク	工事監理リスク	工事監理の不備		
			埋設管の切り回し等に要する費用の増加		
			工事中の事故または事件		
要求性能リスク	要求性能リスク	要求性能の不適合または未達（書類の不備を含む）			
技術進歩リスク	技術進歩リスク	市の指示による新技術導入に伴う計画・建設段階における仕様の変更			
維持管理・運営段階 1	維持管理リスク 1	要求水準未達リスク	民間事業者の行う維持管理業務の要求水準未達(書類の不備を含む)		
			施設の瑕疵リスク	施設の瑕疵（瑕疵担保期間内の場合）	
	施設の瑕疵（瑕疵担保期間外の場合）				
	既設管路の瑕疵により生じた維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷				
	維持管理の不備により生じた既設管路の不具合による維持管理費の増加、当該管路施設及びその他施設の損傷				
	維持管理費増加リスク	維持管理費増加リスク	市の指示による維持管理費の増加		
民間事業者の責による維持管理費の増加					

市と民間事業者とのリスク分担（４）

リ ス ク 項 目				リスク分担	
				市	事業者
維持管理・運営段階 2	維持管理 リスク 2	汚泥処理 リスク	汚泥受入先、または受入条件の変更による汚泥処理費用の増加		
			市が提示した設計条件の不備による汚泥処理費用の増加		
			民間事業者の提案に基づく汚泥の処理・処分の不備による汚泥処理費用の増加		
		施設損傷 リスク	維持管理業務の不備による施設の損傷		
			民間事業者以外の責めによる施設の損傷		
	運営 リスク	要求水準未 達リスク	民間事業者の行う運営業務の要求水準未達（書類の不備を含む）		
		使用者加入 遅延リスク	施設使用者の減少、加入の遅延による使用料収入の減		
業務内容変 更リスク		市の指示による運営業務の変更			
技術進歩 リスク		市の指示による新技術導入に伴う維持管理・運営業務の変更			
移管時	移管 リスク	市の責による業務移管の遅延			
		民間事業者の責による業務移管の遅延			

【別紙 2】

平成 年 月 日

加須市長 あて

実施方針に関する意見書・質問書

加須市大越処理区農業集落排水事業実施方針に関して、以下のとおり(意見・質問)を提出します。

会 社 名	
部 署 名	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	@

No.	頁	項目番号・項目名	意見・質問内容
1			
2			
3			
4			

注) 1 意見と質問は別葉とし、タイトル・文章・表中の該当するか所に を付けてください。

2 意見・質問は簡潔にまとめて記述してください。

3 意見・質問は各行につき 1 点としてください。(同じ項目であっても意見・質問が複数となる場合は、次の行に記入してください。)

4 行が不足する場合は適宜増やしてください。

5 本書式は、Microsoft Word により作成してください。

【別紙 3】

添付図面等一覧表

図 面 等 名 称		NO.	葉数
一 般	計画一般図	1	1
処理施設関係	汚水処理施設用地図	2	1
	放流先水路図	3	2
	地質図（ボーリング柱状図）	4	3
管路施設関係	平面図 （受益家屋及び既設管路についてのみ設計に当た る条件とする。その他の計画管路・マンホール 等の位置及び宅内配管等については参考として示 すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	5	5 1
	縦断面図 （既設管路についてのみ設計に当たっての条件と する。その他の地質状況、埋設管位置・路線配管、 計画管路位置・路線配管等については参考として示 すものであり、設計に当たっての条件とはしない。）	6	7 2
	地質図（ボーリング柱状図）	7	2 0
その他の資料	農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会委 員長通知（平成 18 年 3 月 27 日付け）	8	